

小学生向け四館PRリーフレット作成及び配送業務委託仕様書

1 委託業務の名称

小学生向け四館PRリーフレット作成及び配送業務

2 委託業務の目的

県内の小学生をターゲットに、富山県美術館・富山県水墨美術館・富山県[立山博物館]・高志の国文学館（以下、「四館」という）への関心を高め、夏休み期間中の来館を促すため、四館の魅力や特長、夏休み期間中の催事を紹介したリーフレットを作成する。また、作成したリーフレットを県内全小学校に配布する。

3 委託業務の実施期間

委託契約の日から令和7年7月31日（木）まで

※ただし、リーフレットの完成・印刷は6月30日（月）までとし、全小学校への配布は7月15日（火）までとする。

4 委託業務の内容

本業務の実施に当たっては、2に掲げる業務の目的を実現するため、工夫を凝らし、委託者と調整しながら（1）から（3）までの各項目を実施する。

（1）リーフレットの作成

四館それぞれの基本情報や特長、夏休み期間中の催事等を記載したリーフレットを作成すること。

① 企画・作成

リーフレットの作成に必要な企画、取材、撮影、記事編集、デザイン、構成、印刷等の業務を行うこととし、掲載する写真については、受託者が収集・保持しているもの（最新情報を確認すること）、または委託者が提供するものを使用すること。

② リーフレットの名称

受託者の提案とする。ただし、2に掲げる業務の目的の実現につながるものとする。

③ 掲載内容

- ・デザインはターゲットである小学生やその保護者の興味を引くものとし、写真やイラスト、挿絵等を用いるなど、文字情報が過多とならないよう留意すること。
- ・夏休み期間中の四館の催事を紹介すること。
- ・四館の特長（コンセプト、収蔵品、建築など）、基本情報（開館時

間、休館日、アクセスなど）を紹介すること。

- ・QRコードを掲載するなど、四館のホームページや SNS へ誘導を図ること。
- ・近年の猛暑を鑑み、四館が空調設備の整った涼しい環境であることをPRすること。

④ 規格

- (ア) サイズ：A3版
- (イ) 紙質：マットコート紙 90 kg以上
- (ウ) 印刷：フルカラー両面
- (エ) 折り加工：二つ折り A4 仕上げ

⑤ 作成部数

51,000部

⑥ 校正

完成版の印刷の前に委託者による校正を2回以上行うこと。

(2) リーフレットの配送

① パンフレットの封入・発送

- (ア) 作成したリーフレットについて、委託者が別途作成する発送計画に基づき、封入から発送まで行うこと。
- (イ) 発送に当たっては、委託者が別途作成する送付文を印刷の上、リーフレットと併せて封入すること。

② パンフレットの発送予定箇所及び予定数

現時点での発送予定箇所数及び配布予定数は以下のとおりであるが、最終的に別途指示する委託者で決定した送付先及び送付部数により、封入・配送すること。

発送予定箇所：200箇所

- | | |
|------------------------|---------|
| (ア) 小学校、義務教育学校 (176箇所) | 45,000枚 |
| (イ) 四館 (4箇所) | 4,000枚 |
| (ウ) その他 (20箇所) | 2,000枚 |

(3) その他

- ① 上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組みがある場合は、提案すること。
- ② 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

5 成果品

実績報告書に以下を添付のうえ、成果品として提出すること。

- (1) 印刷したリーフレット
- (2) リーフレットの版下データ (HP掲載用データを含む)

※データ形式は、ai ファイルおよびPDFファイル、JPGファイルの3種類とする

6 著作権等

業務により生じた著作権及びその他一切の権利は県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権等を行使しないものとする。また、本業務の履行に当たり必要な権利処理については、受託者の責任と費用負担において行うものとする。

7 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

8 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおける企画提案にかかる業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。
- (3) 本仕様書の内容については、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (4) 本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、再委託先及び再委託する業務の範囲について、事前に発注者の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託業務が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が発生した場合は、両者協議を行うこと。